# 栃木労働働局 Press Release

令和5年 10 月 23 日 【照会先】 栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 梅村 渉介 主任監察監督官 大貫 重範 (電話)028(634)9115

報道関係者 各位

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します ~ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ~

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止 啓発月間」とされています。栃木労働局(局長 奥村 英輝)では、同月間に、過労死等の一つ の要因である長時間労働の是正、賃金不払残業などの解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います(資料1参照)。

1 実施期間

令和5年 11 月1日(水)から 11 月 30 日(木)までの1か月間

- 2 主な取組
- ① 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施
  - ア 過重労働解消相談ダイヤル【令和5年 11 月3日(金)】

O 1 2 O - なくしましょう 長い残業 7 9 4 - 7 1 3

イ 過重労働相談受付集中期間【11月1日(水)~11月7日(火)(土、日を除く)】

栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署

(開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 (フリーダイヤル)

(月~金 17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00)

② 集中的な監督指導(重点監督)

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

③ 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 **令和5年 11 月 29 日(水)14:00~16:30**(受付 13:00~) 会場 栃木県教育会館 5 階小ホール(宇都宮市駒生 1 丁目 1 番 6 号)

④ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問 (詳細は別途公表)

日時 令和5年11月13日(月)14:00~

訪問先 (株)波里 (佐野市村上町 903)

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる 企業に労働局長が職場訪問を行い、取組内容について労使と対談します。

日時 令和5年11月27日(月)14:00~

訪問先 (株)ウナン(宇都宮市屋板町 1030-4)

トヨタウッドユーホーム(株)(宇都宮市ーノ沢町 256-7)

運送業者と荷主の協力による長時間労働対策について、対談を行います。(トヨタウッド ユーホームにて実施)

#### 「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成31年4月1日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による 改正後の労働基準法において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和6年4月 1日からは、建設業及び自動車運転手等の猶予事業も含め、改正法による時間外労働の上 限規制が全面的に適用されます。

また、長時間労働の問題は全国的に認められ、過労死等(脳・心臓疾患、精神障害)に関する労災請求件数・支給決定件数は高水準で推移しており、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。

このため、栃木労働局では、過労死等防止啓発月間(資料2参照)である 11 月に「過重労働解消キャンペーン」期間とし、次の①~④の取組を実施します。

#### 取組① 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施【資料1参照】

● 令和5年11月3日(金)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

なくしましょう 長い残業 **0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3**(9:00~17:00) ※当日限定。
(https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/)

● 11 月 1 日(水)~11 月7日(火)(土、日を除く)を過重労働相談受付集中期間として栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署の窓口で集中的に情報を受け付けます。 栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30~17:15)

#### 労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル はい! ろうどう **0 1 2 0 -811-610** (月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00)

(https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/)

なお、上記以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

● 栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」

平日 8:30~17:15 ※年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿 沼 総 合 労 働 相 談 コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

#### ●【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/ma">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/ma</a> il madoguchi.html

#### 取組② 集中的な監督指導(重点監督)

#### 【対象とする事業場】

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間労働にわたると考えられる事業場
- 長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等
- 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### 【重点的に確認・指導する事項】

- ・ 時間外・休日労働について、削減するよう指導するとともに、36 協定の範囲内であるか 確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- 賃金不払残業が認められた場合は是正指導を行います。
- 労働時間の管理に問題が認められた場合は、適正に把握するよう指導します。
- ・ 医師による面接指導の実施及びその結果に基づく健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

#### 【重大・悪質な事案への対応】

重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検するとともに企業名等を公表します。

#### 取組③ 過労死等防止対策推進シンポジウム【資料4参照】

日時: **令和5年11月29日(水)** 14:00~16:30(受付13:00~)

会場: 栃木県教育会館 5階小ホール(宇都宮市駒生1丁目1番6号)

⇒ 栃木県における過労死等防止対策、企業の取り組み事例の発表、働く人の心身の 健康確保についての講演、過労死遺族による体験談報告などを聞くことができます。

#### 取組④ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日時: 令和5年11月13日(月)14:00~

訪問先 (株)波里(佐野市村上町 903)

⇒ 栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組内容について労使と対談します。

日時: 令和5年11月27日(月)14:00~

訪問先 (株)ウナン(宇都宮市屋板町 1030-4)

トヨタウッドユーホーム(株)(宇都宮市ーノ沢町 256-7)

⇒ 運送業者と荷主の協力による長時間労働対策について、対談を行います。(トヨタウッドユーホームにて実施)

#### <参考資料>

資料1 過重労働解消キャンペーン周知用リーフレット

資料2 過労死等防止啓発月間周知用リーフレット

資料3 労働時間等の推移(全国・栃木県)

資料4 過労死等防止対策推進シンポジウム 開催案内

資料5 11 月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

資料6 過重労働解消セミナー

# 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、 次の取組を実施します



# 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する 周知・啓発等について、協力要請を行います。





# 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた 積極的な取組事例を収集・紹介します。



# 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。



## 労働相談を実施します

相談無料

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、

令和5年11月3日(金·祝) 9時~17時

**100** 0120-794-713

「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



# 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー | 【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

11月1日・2日・3日・6日・7日を渦重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか

\*詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、 過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

# 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を 生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。







11月

# 過労死等防止啓発月間」に 過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が 相談をお受けします 令和5年11月**3**日(金·祝) **9**時~1**7**時

過重労働解消 相談ダイヤル

過重労働解消キャンペーン Q検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

労働条件相談 ほっとライン

**0120-811-610** 月~金 17:00~22:00 ±日・祝日 9:00~21:00



# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」 としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働 解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労 働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。





労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

# 〉長時間労働が健康に クラスる影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす 最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働 が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾 患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



# 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



# 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。





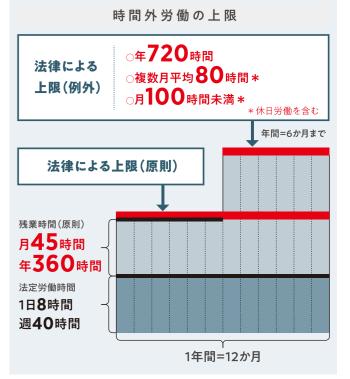
## https://work-holiday.mhlw.go.jp/

# 過重労働による健康障害を防止するために

# | 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われる ものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使 協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指 針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。





# ○2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

# ○③ 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした 労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



# ①4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、 健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、 医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。
- ※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
- ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
- ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
- ※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、

人生を豊かにしてくれるもの。

だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは

絶対にあってはならないことです。

すべての人が健康で、

毎日イキイキと働き続けられる社会へ。

みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



詳しい情報や相談窓口はこちら

## 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



#### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。 日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

#### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに その内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



### ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



#### ●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 000177581.pdf



#### ●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の 提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



# 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

#### ●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談

24時間受付

月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)



#### ●こころの耳 (ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコン



テンツを掲載しています。 https://kokoro.mhlw.go.jp/

#### ●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。



https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

## 過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

#### ▶過労死弁護団全国連絡会議 (過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/



#### ▶過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





#### ▶全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



参加 無料

# 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

の向い古のせた

開ナビダイヤル 0570-087-555 -金9:00~17:30)



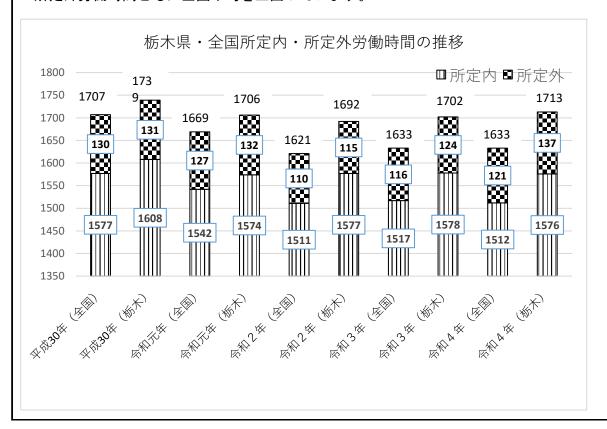




## 労働時間の推移(全国・栃木

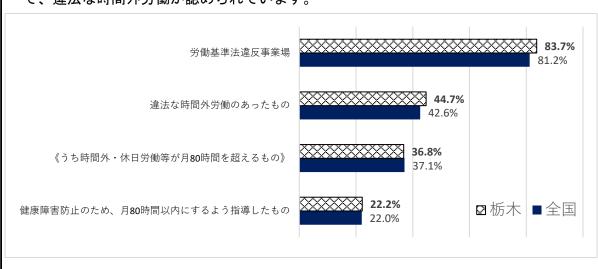
#### 【1. 栃木県·全国労働時間比較】(事業所規模5人以上)

栃木県における、令和4年の労働者一人当たりの年間総労働時間が前年より11時間増加し1,713時間(全国1,633時間)となりました。依然として所定労働時間及び所定外労働時間ともに全国平均を上回っています。



#### 【2.長時間労働・監督指導結果】 (令和4年4月~令和5年3月)

栃木県内では、労働基準監督署による監督指導の結果、約4割弱の事業場において、違法な時間外労働が認められています。





# 栃木会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウ

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって

多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、 過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

2023年 11月29日(水)

14:00~16:30 (受付13:00~)

栃木県教育会館 5階小ホール

(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

主催:厚生労働省 後援:栃木県、宇都宮市、栃木県弁護士会

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、栃木県経営者協会、 連合栃木、栃木県社会保険労務十会、栃木産業保健総合支援センター、栃木県社会福祉十会、栃木県精神保健福祉十協会



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

# 栃木会場

#### プログラム

開会挨拶

栃木労働局より現状の報告

[企業の取り組み事例発表] 株式会社東武宇都宮百貨店

過労死を考える家族の会 体験談

[基調講演] 「Well-being 経営について」

閉会挨拶

#### 会場のご案内

# 栃木県教育会館 5階小ホール

(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

- ・JR宇都宮駅 (西口) 下車 バスで 「作新学院・駒生行 東中丸 (会館前)」 下車
- ・東武宇都宮駅下車 バスで 「作新学院・駒生行 東中丸 (会館前)」下車

#### 参加申込について

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

## ◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 03-6264-6445
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

#### 過労死等防止対策推進シンポジウム「参加申込 ●次の該当する□に✓をお願いいたします。 □ 会社員 □ 経営者 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士 □ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死等の当事者・家族 □ その他 [ ] ふりがな ふりがな お名前 5名以上のお申込みは、 ふりがな ふりがな 別紙(様式自由)にて FAXしてください。 **OTEL**: •FAX: 連絡先 ■E-mail: 企業•団体名

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

山川 泰介 氏

東京都府中市出身

1982年生まれ(40歳)

2007年 一橋大学商学部を卒業

2007年 政府系金融機関商工中金に入社

以降、法人ファイナンス、人事、新規事業開発

に従事

2020年 中小企業のWell-beingを可視化する新事業

「幸せデザインサーベイ」をローンチ

2022年 Well-being経営のコンサル、ワークショップ、

公演などの経験をもって、独立

11月は 「しわ寄せ」

防止キャンペー

月間です。

よろしく頼むよ! STOP! …わかりました。 (もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、

下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、

急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

修 厚生労働省 │都道府県労働局 │ 労働基準監督署







しわ寄せ防止特設サイト



概要版



# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他 の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配 慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われて おり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 调末発注・调初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号) | に基づ く「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革 | に取り組みましょう!
  - ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親 事業者が負担すること。
  - ●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
    - 例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
      - ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
      - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
      - ●納期や工期の過度な年度末集中
- ② 発注内容は明確にしましょう!
  - ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
  - ●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなど による労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 
▼ 0120-418-618 にご相談ください。 (受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

# 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月3日(金・祝)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金·祝)9:00~17:00 😿 0120-794-713 ※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン( OOO 0120-811-610)で相談できます。 過重労働解消

# 事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向は



健

的

でやる気あふれる職場の実現

のため

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、 企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します!



- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例
- ※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを 設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程

下記専用Webサイトを

開催方法

□ オンライン開催(Zoomウェビナー使用):50回開催

忙 会場開催:東京・大阪で各1回の計2回開催 ★ 特別企画 として「業務効率化セミナー」をオンライン開催と 東京・大阪の会場開催で各1回の計3回

個別開催 企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、 下記へお問い合わせください。

〈参加費〉

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

## 過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

過重労働解消セミナー Q 検 索

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に 必要な範囲でのみ利用させていただきます。

# 開催スケジュール

# 

	開催回	開催日		開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
	第1回	10/3(火)	午前	9:30~12:00	弁護士 外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
10月	第2回	10/3(火)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
	第3回	10/5(木)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 北岡大介 東洋大学准教授	過労死等に係る損害賠償事例	オンライン
	第4回	10/12(木)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
	第5回	10/12(木)	午後	14:00~16:30	社会保険労務士 河合智則	医師の過重労働と働き方改革~過労死等認定事例を中心に~	オンライン
	第6回	10/13(金)	午後	14:00~16:30	東京大学社会科学研究所水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
	第7回	10/16(月)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井博子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第8回	10/18(水)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第9回	10/18(7k)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村俊一	過重労働と下請けへの「しわ寄せ」防止	オンライン
	第10回	10/19(木)	午後	14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
	第11回	10/20(金)	午前	9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第12回	10/20(金)	午後	14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
	第13回	10/23(月)	午前	9:30~12:00	特定社会保険労務士 田原さえ子 労働衛生コンサルタント 田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第14回	10/23(月)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第15回	10/27(金)	午前	9:30~12:00	水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
	第16回	10/31(火)	午前	9:30~12:00	河合智則	過労死等労災認定の基本~業務上疾病と労災認定基準~	オンライン
	第17回	11/2(木)	午前	9:30~12:00	元北海道労働局局長 引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
	第18回	11/2(木)	午後	14:00 ~ 16:30	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
	第19回	11/6(月)	午後	14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
	第20回	11/7(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
	第21回	11/9(木)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
	第22回	11/10(金)	午前	9:30~12:00	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
	第23回	11/10(金)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
	第24回		午前	9:30~12:00	河合智則	医師の過重労働と働き方改革~宿日直許可を中心に~	オンライン
	第25回	11/14(火)	午後	14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
11	第26回	11/16(木)	午前	9:30~12:00	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
月	第27回	11/16(木)	午後	14:00~16:30	引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
	第28回	11/21(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
	第29回	11/21(火)	午後	14:00~16:30	河合智則	過労死等労災認定基準~改正精神障害労災認定基準を中心に~	オンライン
	第30回	11/22(水)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第31回	11/22(水)	午後	14:00~16:30	中辻めぐみ	建設業、自動車運転者に係る時間外上限規制の適用	オンライン
	第32回	11/27(月)	午前	9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第33回	11/27(月)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第34回	11/28(火)	午前	9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第35回	11/28(火)	午後	14:00~16:30	上村俊一	過重労働と下請け等への「しわ寄せ」防止	オンライン
	第36回	11/30(木)	午前	9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
	第37回	12/5(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
	第38回	12/5(火)	午後	14:00~16:30	森井博子	安全衛生パト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
	第39回	12/7(木)	午前	9:30~12:00	北岡大介	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
	第40回	12/7(木)	午後	14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
	第41回	12/8(金)	午前	9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
	第42回	12/11(月)	午前			過重労働と労災認定~副業・兼業、認定基準対象外疾病~	オンライン
12 月		12/11(月)	午後	14:00~16:30	河合智則	待ったなし!医師の働き方改革~直前報告~	オンライン
	第44回	12/12(火)	午前	9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
		12/13(水)		9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
		12/15(金)	午後	14:00~16:30	社会保険労務士 <b>茶園幸子</b>	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
	第47回	12/19(火)	午前	9:30~12:00		先取り、フリーランス新法	オンライン
		12/19(火)		14:00~16:30		建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
		12/21(木)				過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
			午後	14:00~16:30		今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
1		1/18(木)	午前			過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
月	第52回	1/18(木)	午後	14:00 ~ 16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。

# 特別企画 業務効率化セミナー( 및 オンライン開催 1回 + 2 会場開催 2回)

開催地	開催日	開催時間	会 場	講 師	
東京	10/11(水)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)		
WEB	11/8(水)	14:00~16:30	オンライン	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタ: <b>小河原 光司</b>	
大阪	12/14(木)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	37月床 九日	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

# 過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

